平成２３年（フ）第３８７号
和歌山県海南市日方1289番地27
破産者　前門　隆弘
1　決定年月日　平成23年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第４０６号
和歌山市大谷377番地の３
破産者　インテリア坂上こと　坂上　秀樹
1　決定年月日　平成23年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第４１３号
和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅2105番地
破産者　宮下　一美
1　決定年月日　平成23年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第４１５号
和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1410番地10
破産者　大西　洋子
1　決定年月日　平成23年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第４２３号
和歌山市小豆島278番地の５　小豆島アパート102号
破産者　坂部　　豊
1　決定年月日　平成23年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第２８号
広島県廿日市市阿品台東３番７―203号、住民票上の住所広島県廿日市市峠90番地79
破産者　長岡　隆弘
1　決定年月日　平成23年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４８号
神奈川県大和市大和南１丁目６番13―901号
破産者　小川　弘興
1　決定年月日　平成23年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２３年（フ）第３６号
広島県尾道市向島町5582番地44
破産者　米良雄次郎
1　決定年月日　平成23年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２１年（フ）第３０８号
広島県福山市駅家町大字万能倉82番地２
破産者　高橋　友恵
1　決定年月日　平成23年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第１１２号
山口県玖珂郡和木町和木３丁目11番６号
破産者　石山　　陽
1　決定年月日　平成23年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所岩国支部

平成２３年（フ）第４４４号
熊本市近見８丁目５番126号　モーツァルト壱番館402
破産者　長　　恵子
1　決定年月日　平成23年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第８４０号
福岡市南区大池１丁目15番17号、前住所福岡市南区大平寺１丁目42番３号
破産者　下川　公子
1　決定年月日　平成23年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第７２号
福岡市東区青葉７丁目21番15号、破産手続開始決定時の住所福岡市博多区千代１丁目15番20―206号
破産者　中道　令薫
1　決定年月日　平成23年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第９８４号
福岡県糟屋郡志免町別府西３丁目12番１―204号
破産者　石橋三代次
1　決定年月日　平成23年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２９６号
北海道旭川市永山３条９丁目１番42号　アートハイム102号
破産者　岩田谷直人
1　決定年月日　平成23年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３０４号
北海道上川郡美瑛町花園５丁目３番２号
破産者　佐藤　時男
1　決定年月日　平成23年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３２１号
北海道旭川市旭町２条15丁目199番地の１リブコート旭町209
破産者　有馬　　悟
1　決定年月日　平成23年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４９号
山形県最上郡真室川町大字及位431番地279
破産者　榊塗装こと　佐藤　克正
1　決定年月日　平成23年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所新庄支部

平成２３年（フ）第４１２号
愛知県名古屋市中川区西日置１―８―15　レオパレスアメニティ名古屋202号、開始決定時の住所東京都中野区南台２丁目47番15号ボヌール南台206
破産者　上原　隆弘
1　決定年月日　平成23年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２６７号
山梨県甲府市上帯那町606番地
破産者　末木　岩夫
1　決定年月日　平成23年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係